

令和5年1月吉日

「解約変更届」の毎月締切日の変更について

拝啓 貴社ますますご盛業のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「変更(解約)届出書」の毎月弊社到着に関し、事務手続等により **2023年3月**から下記のとおりとさせていただきます。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

■ **毎月25日**を「解約変更届」の締切日として、その日までに弊社到着分は現行通り**翌月末**に指定口座に返戻保険料をお振込みさせていただきます。

26日以降に弊社到着分は**翌々月**にお振込みさせていただきます。

尚、**25日**が休日、土曜・日曜の場合、**翌通常営業日**までに弊社到着した分につきましては、**翌月末**に指定口座に返戻保険料をお振込みさせていただきます。